

相 談 無 料

働き方改革の相談窓口

福井県働き方改革推進支援センターでは、働き方改革の実行に向けて、中小企業・小規模事業者の非正規雇用労働者の処遇改善、労働時間の短縮、生産性向上による賃上げ、人手不足の緩和などの取り組みに対して、専門の社会保険労務士が技術的な相談支援を行っています。

非正規雇用労働者の処遇改善

時間外労働の短縮に向けた対応

人材の確保・人手不足の緩和

労働関係の各種助成金の活用

生産性の向上と賃金の引上げ

福井県働き方改革推進支援センター

福井県福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル内



●電話での相談（土日祝・年末年始を除く）
0120-14-4864（9:00～17:00）

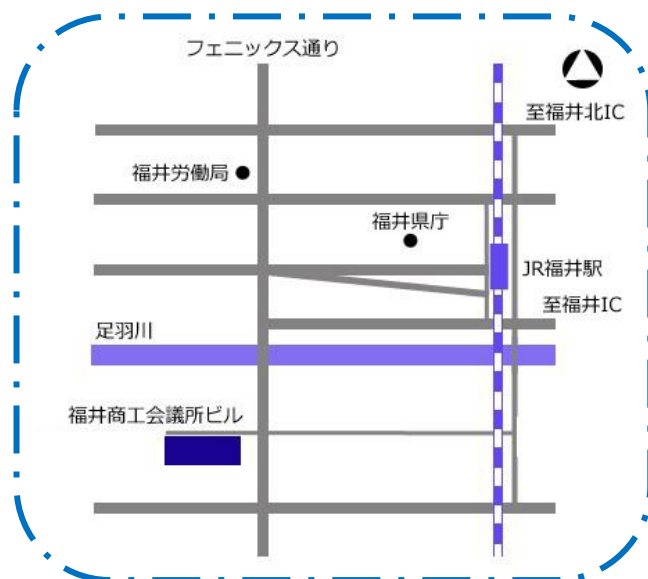
●メールでの相談
soudan@tsubokawa.jp

●窓口での相談（土日祝・年末年始を除く）
常駐の社会保険労務士がご相談に対応いたします

●訪問での相談（土日祝・年末年始を除く）
訪問での相談は、事前にお電話でご予約ください

●詳しくは、ホームページをご覧ください

<http://www.tsubokawa.org/>



 厚生労働省委託事業
中小企業 小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

Labor Consultant Tsubokawa Office
社会保険労務士法人 坪川事務所

※社会保険労務士法人坪川事務所は、厚生労働省・福井労働局から「働き方改革推進支援事業」の委託を受けています。